

平成30年度 木質バイオマス資源の持続的活用による
再生可能エネルギー導入計画策定事業
Q & A 集

平成30年4月

一般社団法人環境技術普及促進協会

目次

1. 応募関係について

問1-01	事業の目的は何ですか。.....	1
問1-02	どのような事業が対象となりますか。.....	1
問1-03	地方公共団体で既にバイオマス活用施設（又はその計画）があり、その施設に供給可能な木質バイオマス資源の賦存量を調査することは可能でしょうか。.....	1
問1-04	木質バイオマスの賦存量調査は、森林等となっていますが、他に何が考えられますか。.....	1
問1-05	計画区域外からの資源の搬入や資源を購入して利用する計画の策定については、補助対象となるのでしょうか。.....	2
問1-06	既に計画（設置）している施設があつて、石炭との混焼発電施設についての計画での申請は可能でしょうか。.....	2
問1-07	ペレット加工などの燃料製造設備の設計は補助対象となるのでしょうか。.....	2
問1-08	計画に基づく設備の導入については、個人住宅等に導入する計画でも対象になりますか。.....	2
問1-09	例えば、木質バイオマス発電と熱利用、木質ボイラーと熱利用など複合の計画でも本事業の対象になりますか。.....	2
問1-10	木質バイオマス資源を活用しどのような設備が、最もCO2削減に対して効果的なのかという調査研究については、事業の対象となりますか。.....	2
問1-11	森林を活用するための林道の設計を含めた申請は対象となりますか。.....	3
問1-12	同一の地方公共団体で、異なる部署による複数の事業申請は可能ですか。.....	3
問1-13	どのような者が申請できますか。.....	3
問1-14	本事業はどのような体制で執行されますか。.....	3
問1-15	審査基準はどのようなものでしょうか。.....	3
問1-16	公募の要件が満たされれば、必ず補助金が受けられるのでしょうか。.....	3
問1-17	申請内容について審査前に説明したいのですが。.....	4
問1-18	現在、実行計画（区域施策編）等は策定していませんが、申請は可能でしょうか。.....	4
問1-19	現在実行計画（区域施策編）等を策定していない（又は策定しているが補助対象事業を位置づけていない）場合、いつまでに事業を実行計画（区域施策編）等に載せればよいのでしょうか。.....	4
問1-20	市町村の実行計画（区域施策編）に位置づけられていなくても（又は当該実行計画が策定されていなくても）、所在する都道府県の実行計画（区域施策編）等に位置づけられていれば、申請は可能でしょうか。.....	4

- 問 1-21 実行計画（区域施策編）等への位置づけに向けて地方公共団体が検討を進めている事業について、申請時に記載した期日までに実行計画等が策定されていない場合、補助金の返還等の措置が有り得ますか。…………… 4
- 問 1-22 実行計画（区域施策編）等への記載は、どの程度の具体性が求められますか。…………… 5
- 問 1-23 実行計画に計上するかどうかを検討するために実現可能性調査を行う場合でも、この事業の対象となりますか。…………… 5
- 問 1-24 プロジェクト概要書において、実行計画（区域施策編）以外の「環境に係る計画」とはどのようなものがありますか。…………… 5
- 問 1-25 環境モデル都市に選定され、アクションプランを定めています。そのため、内容の重複する実行計画（区域施策編）は策定しておりません。この場合は、アクションプランを実行計画（区域施策編）に準ずるものとして位置付け、申請することは可能でしょうか。…………… 5
- 問 1-26 他の補助金等との併用は可能でしょうか。…………… 6
- 問 1-27 同年度に小水力発電施設のための補助金を利用する予定ですが、本事業での補助金の申請は可能でしょうか。…………… 6
- 問 1-28 都道府県が申請し、同時にその都道府県下の市町村が申請する場合、注意すべき点を教えてください。…………… 6
- 問 1-29 事業の完了時期はどのように想定すればよいか教えてください。…………… 6
- 問 1-30 事業実施スケジュールを複数年で見込むことは可能ですか教えてください。 6
- 問 1-31 年に何度、応募のチャンスがありますか。…………… 7
- 問 1-32 本事業を活用して導入する設備を計画することとしています。CO2 削減見込み量の算出について教えてください。…………… 7
- 問 1-33 申請時に推計した CO2 削減効果が得られなかった場合、補助金返還等の措置が有り得ますか。…………… 7
- 問 1-34 実施計画書における「事業実施の担当者」は、申請者の職員以外のコンサルタントの社員等でもよいでしょうか。…………… 7
- 問 1-35 複数年にわたる事業実施は可能でしょうか。…………… 7
- 問 1-36 地方公共団体の職員の人件費は補助対象となるでしょうか。…………… 8
- 問 1-37 外注以外に、事業を適切に進めていくための有識者委員会等（協議会）の開催などの費用は計上できるのでしょうか。…………… 8
- 問 1-38 有識者委員会等（協議会）による先進地視察に関する費用は計上できるのでしょうか。…………… 8
- 問 1-39 有識者委員会等（協議会）による先進地視察に同行する地方公共団体の職員の日当、宿泊費は計上できるのでしょうか。…………… 8

- 問 1-40 地方公共団体の職員が、調査現場に行くための日当やメジャーなどの消耗品等の費用は計上できるのでしょうか。…………… 8
- 問 1-41 事業成果報告会等を住民に対して行う予定であるが、その費用について計上してもよろしいでしょうか。…………… 8
- 問 1-42 公募申請が採択された場合、公募申請から交付申請までの間に事業計画の策定を見直した場合、交付申請時に提出する事業実施計画書は公募申請時のものから変更しても構いませんか。…………… 9
- 問 1-43 交付規程には「必要と認められる経費については、概算払いをすることができる。」との記載がありますが、どのような場合を指すのでしょうか。… 9
- 問 1-44 複数の施設を導入予定ですが、一部、中長期計画で、3年を超えて導入する施設があります。その場合、どのように申請したらよいですか。…………… 9

2. 交付決定後

- 問 2-01 交付決定後、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約を行う場合の注意点は何でしょうか。…………… 10
- 問 2-02 事業実施のために外注することはできますか。またその場合、外注してよいのは事業の一部に限られるのでしょうか。…………… 10
- 問 2-03 本事業の実施に当たり、関係会社に委託を随意契約等で発注することは可能でしょうか。…………… 10
- 問 2-04 年度内完了を見込み交付申請を行ったが、執行途中の不測の事態により年度内に事業が完了できなくなった場合はどのような取扱いになるのでしょうか。…………… 10
- 問 2-05 交付決定を受けた補助事業者は、どの時点から当該補助事業における他の事業者と発注・契約等を取り進めてよいか教えてください。…………… 10
- 問 2-06 外注により、請負差額が発生した場合、その差額内で別途契約を行いたいが、行ってもよろしいですか。…………… 11
- 問 2-07 賦存量調査や設計業務をプロポーザルにより契約を予定していますが、プロポーザルの選考委員を外部有識者にする予定です。謝金の支払いは本補助金で可能でしょうか。…………… 11
- 問 2-08 計画策定以降に、他の補助事業を活用し設備を導入、売電等で収益が発生した場合は、収益相当額を納付する必要がありますか。…………… 11
- 問 2-09 補助事業の計画変更について、「ただし、軽微な変更は除く。」と記載されていますが、「軽微な変更」とは具体的にどのような場合を指すのでしょうか。…………… 11
- 問 2-10 本事業終了後に固定価格買取制度（FIT）の対象とすることを見込んでいる事業は補助対象となりますか。…………… 12

- 問 2-11 本事業の成果物は、どのようなものを想定しているでしょうか。 12
- 問 2-12 CO2 削減及び生物多様性に貢献することをどのように証明したらよいのでしょうか。 12
- 問 2-13 本事業採択による条件がありますか。 12
- 問 2-14 本事業の成果をもとにハード事業を行いたいのですが、どのような補助事業があるのか教えていただけるのでしょうか。 12

1. 応募関係について

(事業目的等)

問1-01 事業の目的は何ですか。

木質バイオマス資源の持続的活用による再生可能エネルギー導入計画策定事業（以下「本事業」という。）は、地方公共団体が、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号、以下「温対法」という。）第19条第2項に基づく地球温暖化対策地方公共団体実行計画（温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策として策定された計画。以下「実行計画（区域施策編）」という。）等*に計上された計画を基に、地域の森林等（里山等を含む）の賦存する木質バイオマス資源の持続的活用可能な量を把握し、設備の導入等の実現を図るための経費を補助することで、森林等の生態系の保全や低炭素地域づくりを推進することを目的としています。

* 生物多様性地域戦略、地域連携保全活動計画等の環境に係る計画を指します。

問1-02 どのような事業が対象となりますか。

本事業の原則として、森林等の賦存する木質バイオマス資源量の調査を行い、木質バイオマス資源が持続的活用可能な設備の導入計画を策定することに対して補助するものです。具体的には、木質バイオマス資源の循環利用、設備運用の採算性を考えた再生可能エネルギー設備導入等に向けて、規模や仕様等を設計するものを想定しています。

問1-03 地方公共団体に既にバイオマス活用施設（又はその計画）があり、その施設に供給可能な木質バイオマス資源の賦存量を調査することは可能でしょうか。

原則としては、木質バイオマス資源の循環利用を考えた再生可能エネルギー設備導入に向けて設備の規模や仕様を定める調査・設計を行う事業ですが、木質バイオマス資源を燃料とする既存施設や計画済みの施設に活用する計画であっても、木質バイオマス資源の循環利用に資するものであり、かつ更なるCO2排出削減効果が見込めるものであれば、事業を申請することは可能です。

問1-04 木質バイオマスの賦存量調査は、森林等となっていますが、他に何が考えられますか。

森林以外にも、里山を保全した際に発生した木材の利用や、県・市町村道の街路樹の剪定木の利用、製材所で発生する残材、放置竹林や葦などが考えられます。ただし年間利用可能量の定量的な把握が必要です。

問1-05 計画区域外からの資源の搬入や資源を購入して利用する計画の策定については、補助対象となるのでしょうか。

導入する設備の規模が決まっており、循環可能な地域内の木質バイオマス資源量が不足した場合、問のような計画が考えられます。計画区域以外から資源等の利用を考慮した計画による申請は可能ですが、計画区域以外からの資源等を利用する計画として応募する場合、安定した資源の調達の見込みが不明確になることが想定されますので、計画区域内の木質バイオマス資源の活用のみであることが望ましいと考えられます。

問1-06 既に計画（設置）している施設があって、石炭との混焼発電施設についての計画での申請は可能でしょうか。

木質バイオマス資源の循環利用に資するものであり、かつ当初の計画より更なる CO2 排出削減効果が見込めるものであれば、申請は可能です。ただし、石炭等の化石燃料を利用した場合、すべての燃料が再生可能エネルギーを用いて行う場合と比較して CO2 削減量が少なくなりますので、再生可能エネルギーのみで行う計画が優先される可能性があります。

問1-07 ペレット加工などの燃料製造設備の設計は補助対象となるのでしょうか。

ペレット加工などの燃料製造設備設計のみでは、CO2 削減効果がないため、補助対象とはなりません。しかしペレットを活用する再生可能エネルギー設備の設計をあわせて行えば、補助対象となり得ます。

問1-08 計画に基づく設備の導入については、個人住宅等に導入する計画でも対象になりますか。

各都道府県、市町村の実行計画（区域施策編）等への位置づけされたものであれば、個人住宅等（例：薪ストーブを導入）に支援する計画であっても、申請することについては、問題ありません。

問1-09 例えば、木質バイオマス発電と熱利用、木質ボイラーと熱利用など複合の計画でも本事業の対象になりますか。

木質バイオマス資源を起源としたエネルギーを利用する計画であれば、複合の計画でも事業の対象になります。

問1-10 木質バイオマス資源を活用しどのような設備が、最も CO2 削減に対して効果的なのかという調査研究については、事業の対象となりますか。

本事業は、設備の導入をするための事業であり、調査研究では、設備導入の実現性（事業実施年度の翌年度から3年以内の導入）が低いと思われるので、事業申請は可能ですが、採択は難しいと思われます。

問1-11 森林を活用するための林道の設計を含めた申請は対象となりますか。

林道の設計については、林道の完成後初めてその森林等に賦存する木質バイオマス資源が活用されると想定されます。すなわち設備導入の実現性（事業実施年度の翌年度から3年以内の導入）が低いと思われ、林道設計を含めた事業申請には可能ですが、採択は難しいと思われます。

問1-12 同一の地方公共団体で、異なる部署による複数の事業申請は可能ですか。

原則として、同一の地方公共団体で複数の事業申請は認めていません。地方公共団体内部での事業申請の調整をお願いします。

（審査等について）

問1-13 どのような者が申請できますか。

本事業の対象は、都道府県、市町村及び特別区です。民間事業者や個人は対象としていません。NPO等と地方公共団体が共同実施を行うことはできません。

問1-14 本事業はどのような体制で執行されますか。

本事業は、間接補助の形式で執行されます。環境省が公募により補助金の交付事務等を行う執行団体を選定し、執行団体が補助事業者を募集・採択して補助金を交付します。平成30年度は執行団体として、「環境技術普及促進協会」（以下、「協会」という。）が選定されました。

問1-15 審査基準はどのようなものでしょうか。

審査基準は、協会が設置する審査委員会において策定されますが、木質バイオマス資源の賦存量調査の確実性、設備導入の実現性、設備導入後の採算性、導入に向けた協議会の設立、設備導入によるCO2の排出削減予測、実行計画等への位置づけの妥当性、木質バイオマス資源を活用することで生じる森林や里山の生物多様性の保全効果の予測性などが審査基準となります。

なお、平成30年度における審査基準表につきましては、審査委員会にて決定され次第、HPに掲載いたしますのでそちらをご覧ください。

問1-16 公募の要件が満たされれば、必ず補助金が受けられるのでしょうか。

実施計画書等の記載内容が当事業の趣旨に沿い、問1-15に示す審査基準について第三者委員会により、審査・評価し、他の応募事業者と比較した上で、公募予算の範囲内で採択を行います。採択基準については、公募要領の「1 審査による選定【別表3 平成30年度審査基準表（案）】」を参照ください。

問1-17 申請内容について審査前に説明したいのですが。

審査を公平に行うため、ヒアリングを行わないこととしています。しかし、申請書の記載内容について不明な点がありましたら、協会から担当者へ電話やメールにより内容を確認する場合があります。

(実行計画等)

問1-18 現在、実行計画（区域施策編）等は策定していませんが、申請が可能でしょうか。

本事業では、実行計画（区域施策編）等への位置づけを要件としています。これは、地域の実状にあった施策の枠組みに位置づけられることにより、設備導入計画に対して実現性を有するとともに、CO2削減効果が期待できるとの考えからです。なお、本事業申請以降、3年以内に実行計画（区域施策編）等に位置づけられる場合には、申請の対象になります。

問1-19 現在実行計画（区域施策編）等を策定していない（又は策定しているが補助対象事業を位置づけていない）場合、いつまでに事業を実行計画（区域施策編）等に記載すればよいのでしょうか。

申請時点で実行計画等への位置づけが無い場合、申請にあたって、実行計画（区域施策編）等の記載予定について記述していただく必要があります。なお、実行計画（区域施策編）等への計上については、概ね3年以内を目途としています。

実行計画（区域施策編）の策定方法については、以下のサイト「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル」をご覧ください。

https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/manual.html#manual_tabBody_03

問1-20 市町村の実行計画（区域施策編）に位置づけられていなくても（又は当該実行計画が策定されていなくても）、所在する都道府県の実行計画（区域施策編）等に位置づけられていれば、申請は可能でしょうか。

本事業について、市町村が応募する場合、市町村の実行計画（区域施策編）に位置づけられていなくても（又は当該実行計画が策定されていなくても）、所在する都道府県の実行計画（区域施策編）に位置づけられており、または位置づけが予定されている場合には、申請は可能です。

問1-21 実行計画（区域施策編）等への位置づけに向けて地方公共団体が検討を進めている事業について、申請時に記載した期日までに実行計画等が策定されていない場合、補助金の返還等の措置が有り得ますか。

3年以内に実行計画（区域施策編）等への位置づけがされなかった事業については、理由によっては、補助金を返還していただくこともあります。

問1-22 実行計画（区域施策編）等への記載は、どの程度の具体性が求められますか。

実行計画（区域施策編）等への記載の程度について、特に決まりはありません。

ただし、プロジェクト概要書において、事業における地方公共団体の役割や当該地方公共団体による今後の施策展開等を詳述していただく必要があります。

問1-23 実行計画に計上するかどうかを検討するために実現可能性調査を行う場合でも、この事業の対象となりますか。

実行計画（区域施策編）を作成するための補助事業ではありませんので対象になりません。ただし、本事業の成果を実行計画（区域施策編）へ反映させることは問題ありません。

問1-24 プロジェクト概要書において、実行計画（区域施策編）以外の「環境に係る計画」とはどのようなものがありますか。

生物多様性地域戦略、地域連携保全活動計画、みどりの基本計画や環境基本計画、地方公共団体独自の里山保全計画、森林保全計画など、地方公共団体が策定する計画を想定しています。

上記の戦略及び計画には CO2 削減について記載されている必要があります。また、事業の内容としては、実行計画（区域施策編）における位置づけがなされている事業若しくは実行計画（区域施策編）への位置づけに向けて地方公共団体が検討を進めている事業であり、低炭素・自然共生型地域づくりへの貢献が見込まれることが必要です。

（参考）

生物多様性地域戦略策定の手引き

<http://www.env.go.jp/nature/biodic/lbsap/guidance.html>

地域連携保全活動計画作成の手引き

https://www.env.go.jp/nature/biodic/act_promo/tebiki.html

問1-25 環境モデル都市に選定され、アクションプランを定めています。そのため、内容の重複する実行計画（区域施策編）は策定しておりません。この場合は、アクションプランを実行計画（区域施策編）に準ずるものとして位置付け、申請することは可能でしょうか。

実行計画（区域施策編）の策定にあたっては、定めるべき事項、都市計画等への配慮、パブリックコメントの実施等の法定要件があります。アクションプランがこれらの要件を満たし、実行計画（区域施策編）と同等に扱うとの決定が当該地方公共団体においてなされていれば、アクションプランを実行計画に相当するものとして取扱うこととします。

(他の補助金)

問1-26 他の補助金等との併用は可能でしょうか。

当補助金と、国からのその他の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に掲げる補助金等及び第4項に掲げる間接補助金等）は、同一の対象に対し併用することはできません。

問1-27 同年度に小水力発電施設のための補助金を利用する予定ですが、本事業での補助金の申請は可能でしょうか。

小水力発電事業と木質バイオマスの活用については、一般的には、事業内容が異なると想定されるので、申請は可能です。ただし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）に抵触するかを確認する必要がありますので、事前に協会へ相談してください。

(実施計画書等)

問1-28 都道府県が申請し、同時にその都道府県下の市町村が申請する場合、注意すべき点を教えて下さい。

申請に当たり、都道府県の森林等の利用する調査エリアと市町村が利用する調査エリアが重複しないように、都道府県と市町村で申請前に必ず調整してください。利用する調査エリアが重複した場合は、木質バイオマス資源の賦存量が正確に把握できないと判断され、事業採択されない場合がありますので、必ず事前に調整をお願いします。

問1-29 事業の完了時期はどのように想定すればよいか教えてください。

補助事業完了予定期日については、当該年度の2月末を越えることはできません。協会が推奨する補助事業完了予定期日は、12月末です。

また、地方公共団体は、事業完了後30日以内又は3月10日（本年度は3月8日）いずれか早い日までに協会必着で、実績報告書を提出しなければなりません。なお、事業完了時に協会が完了検査を行い、検査に合格しなければ補助金をお支払いできませんので、事業完了予定日については余裕を持った計画としてください。検査日程や場所については事前に協会へ相談してください。

問1-30 事業実施スケジュールを複数年で見込むことは可能ですか教えて下さい。

本事業は、単年度事業であるため、事業申請時に年度内（2月末まで）で完了するスケジュールの設定をしていただくとともに、工程管理をお願いいたします。

問1-31 年に何度、応募のチャンスがありますか。

平成30年度の公募申請受付期間は、平成30年4月23日（月）から平成30年5月21日（月）までです。なお、本公募において公募予算に達しなかった場合、本公募終了後2次公募を行う場合があります（その場合は、協会のホームページに別途掲載します）。

問1-32 本事業を活用して導入する設備を計画することとしています。CO2削減見込み量の算出について教えてください。

本事業申請時は、設備の導入前であり、具体的なCO2排出削減量（t-CO2/年）が算出できないことも考えられます。具体的なCO2排出削減量（t-CO2/年）が算出できない場合には、実行計画などに示されている地域内のどの部門のCO2排出量に資するかなど定性的な記載でも可としています。

CO2削減量を算出する場合は、近傍の地方公共団体の実績等を活用し、当該地域での床面積当たりのエネルギー消費量等、ベース（比較対象）を合理的に設定し、算定を行うことも可能です。

また、環境省の地方公共団体実行計画策定・実施支援サイトで公表している全市区町村の部門別CO2排出量の現況推計値の活用も可能ですので、ご検討ください。

http://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/

問1-33 申請時に推計したCO2削減効果が得られなかった場合、補助金返還等の措置が有り得ますか。

補助事業者には、補助事業の完了した年度の翌年度から3年間、毎年度環境大臣に対し事業化に向けた進捗状況、CO2削減効果予測（設備導入、又は既存設備を稼働させた場合は、削減効果）について報告を行っていただきます。その際、公募申請時に算定したCO2削減効果が得られていなければ、その原因分析をしていただき、理由によっては補助金を返還していただくことも有り得ます。

問1-34 実施計画書における「事業実施の担当者」は、申請者の職員以外のコンサルタントの社員等でもよいでしょうか。

「事業実施の担当者」については、申請者である地方公共団体の職員（責任者・担当者）に限ります。社外のコンサルタント等は不可としますのでご注意ください。

問1-35 複数年にわたる事業実施は可能でしょうか。

本事業については、複数年度の事業計画は認めていません。必ず単年度で終わる事業申請としてください。

問1-36 地方公共団体の職員の人件費は補助対象となるでしょうか。

地方公共団体の職員の人件費及び社会保険料は対象外です。ただし、当該業務を実施するためだけに必要な業務補助を行う臨時職員に関する賃金については「賃金」として計上可能です。

なお計上にあたっては、直接、本事業に従事する時間に対する賃金を対象とすることから、業務日誌等により作業時間を適切に管理しなければなりません。

問1-37 外注以外に、事業を適切に進めていくための有識者委員会等（協議会）の開催などの費用は計上できるのでしょうか。

計上は可能です。

問1-38 有識者委員会等（協議会）による先進地視察に関する費用は計上できるのでしょうか。

先進地視察の計上は可能ですが、視察の必要性（視察地に選定した根拠、視察地への交通手段、視察地内での交通手段及び視察人数）の理由を整理し申請して下さい。ただし、協会が認めた範囲内での交付になります。

問1-39 有識者委員会等（協議会）による先進地視察に同行する地方公共団体の職員の日当、宿泊費は計上できるのでしょうか。

日当、宿泊費とも交付の対象となりますが、問1-38と同様に協会が認めた範囲内での交付になります。

問1-40 地方公共団体の職員が、調査現場に行くための日当やメジャーなどの消耗品等の費用は計上できるのでしょうか。

視察と違い、本事業のみが目的であると判断できないため、日当は計上できません。またメジャーなどの消耗品費についても本業務以外の利用が見込まれ場合については、お支払いできません。

問1-41 事業成果報告会等を住民に対して行う予定であるが、その費用について計上してもよろしいでしょうか。

事業成果報告会については、当該事業の進捗に対して直接関係がないと想定されるので補助対象外となります。

問1-42 応募申請が採択された場合、応募申請から交付申請までの間に事業計画の策定を見直した場合、交付申請時に提出する事業実施計画書は応募申請時のものから変更しても構いませんか。

交付申請の際に提出する実施計画書は、協会から特別な指示のない限り、応募申請の際に提出したものと同一のものとしてください。変更の内容にもよりますが、どうしても変更が必要な場合、交付決定後、変更申請を行って協会の変更交付決定を受けてください。

問1-43 交付規程には「必要と認められる経費については、概算払いをすることができる。」との記載がありますが、どのような場合を指すのでしょうか。

精算払いが原則ですが、必要でありやむを得ないと協会が判断した場合は、国と協議の上、概算払いが可能となる場合もあります。ただし、事業者からの申し出から払い込みまで最低3カ月程度の期間をいただきます。

問1-44 複数の施設を導入予定ですが、一部、中長期計画で、3年を超えて導入する施設があります。その場合、どのように申請したらよいですか。

3年以内の設備導入計画だけでなく、中長期計画施設も含めて、全体の計画として応募してください。

なお、交付規程や問2-13にあるように、本事業実施年度の翌年度から3年以内に設備を導入することが要件となっています。

2. 交付決定後

(事業実施)

問2-01 交付決定後、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約を行う場合の注意点は何でしょうか。

一般競争入札（最低価格落札方式又は総合評価落札方式）を原則としますが、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合には、指名競争入札、公募型プロポーザル等を行うことができます。

上記に限らず、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律等の法律や各々の地方公共団体で定める規則等に逸脱しない契約方法も可能です。

問2-02 事業実施のために外注することはできますか。またその場合、外注してよいのは事業の一部に限られるのでしょうか。

補助事業実施のためコンサルタント等へ外注を行う場合、どの範囲まで外注を可とするのかという、特段の制限は設けていません。不明な場合は、協会にご相談ください。

問2-03 本事業の実施に当たり、関係会社に委託を随意契約等で発注することは可能でしょうか。

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律等の法律や各々の地方公共団体で定める規則等に逸脱しない契約方法であれば可能です。

問2-04 年度内完了を見込み交付申請を行ったが、執行途中の不測の事態により年度内に事業が完了できなくなった場合はどのような取扱いになるのでしょうか。

本事業期間中に完了するよう、余裕を持った計画を立ててください。やむを得ない事情により事業遅延が見込まれる場合は、速やかに協会にご連絡いただき交付規程第8条第5項の規定による書類を協会にご提出ください。

問2-05 交付決定を受けた補助事業者は、どの時点から当該補助事業における他の事業者と発注・契約等を取り進めてよいか教えてください。

協会からの交付決定を受けた補助事業者は、原則として交付決定日以降に事業を開始することが可能となります。ただし、交付決定日以降速やかに契約を行うために公募開始以降、交付決定前までの期間に当該発注・契約締結に向けた準備行為（入札公告、落札者決定等）を行うことは認められますが、契約締結日については、交付決定日以降のものしか認められません。

問2-06 外注により、請負差額が発生した場合、その差額内で別途契約を行いたいが、行ってもよろしいですか。

申請の内容と異なるので、交付規程の第6条の変更交付申請に該当します。事業を遂行するのに必要なものであるか審査しますので契約手続前に必ず協会へ報告してください。審査終了後に、変更交付申請書を提出してください。

また、変更交付決定日以降速やかに契約を行うために公募開始以降、変更交付決定前までの期間に当該発注・契約締結に向けた準備行為（入札公告、落札者決定等）を行うことは認められますが、契約締結日については、変更交付決定日以降のものしか認められません。

問2-07 賦存量調査や設計業務をプロポーザルにより契約を予定していますが、プロポーザルの選考委員を外部有識者にする予定です。謝金の支払いは本補助金で可能でしょうか。

申請内容を履行するため必要なものであり、謝金を計上することは問題ありません。ただし、当初の配分額に計上していなかった場合や、当初の配分額の15%を超えて変更する場合は、計画変更の手続きが必要です。ただし、プロポーザル審査委員会の開催日は、協会が承認した日以降としてください。

(その他)

問2-08 計画策定以降に、他の補助事業を活用し設備を導入、売電等で収益が発生した場合は、収益相当額を納付する必要がありますか。

本事業では、納付する必要はありません。設備導入時に活用する事業を所管している担当窓口へ、収益相当額の納付の必要の有無を問い合わせしてください。

問2-09 補助事業の計画変更について、「ただし、軽微な変更は除く。」と記載されていますが、「軽微な変更」とは具体的にどのような場合を指すのでしょうか。

「軽微な変更」とは、補助対象経費において、それぞれの費目の配分額の15%以内の変更であり、かつ以下の2点に該当する場合を指します。

- ・事業の目的に変更をもたらすものではなく、かつ、事業者の自由な創意により、より能率的な事業目的達成に資するものと考えられる場合
 - ・事業目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合
- なお、変更する必要が生じ、不明な点がある場合は、協会へ相談してください。

問2-10 本事業終了後に固定価格買取制度（FIT）の対象とすることを見込んでいる事業は補助対象となりますか。

事業の趣旨は、森林等の賦存量調査や、持続的活用可能な再生可能エネルギー設備導入等に向けての設備の設計等に対する支援を行うものですので、FITの活用を念頭におく、おかないで本事業の採択に関係ありません。

問2-11 本事業の成果物は、どのようなものを想定しているでしょうか。

外注した場合は、成果報告書、また委託で行った場合は委託報告書、外部有識者委員等活用し当該経費で外部有識者委員会等を開催した場合は、委員会等で利用した資料及びその議事録等を想定しています。

また、協会が事業完了時の検査をスムーズに行うために、成果報告書又は委託報告書の概要版を用意していただく必要があります。

問2-12 CO2削減及び生物多様性に貢献することをどのように証明したらよいのでしょうか。

実施計画書において、CO2削減効果予測及び生物多様性保全効果を記載いただくことになっています。記載いただいた計画の結果については、交付規程15条に基づく事業報告書でCO2削減効果（予測）と生物多様性保全の実施状況を報告していただくこととなりますので、実施計画に基づく証明を行うことで、CO2削減と生物多様性保全への貢献を確認することができると思っています。

問2-13 本事業採択による条件がありますか。

本事業は、ソフト事業であり事業を実施することで、直接CO2削減につながりません。交付規程にも明記しているように、本事業完了年の翌年度から3年以内に申請書に計上した設備を導入していただく必要があります。

導入されない場合は、理由によっては補助金を返還していただくこともあります。

問2-14 本事業の成果をもとにハード事業を行いたいのですが、どのような補助事業があるのか教えていただけるのでしょうか。

事業採択年の概算決定後、補助事業者に対して、国の本事業に関連する補助事業について、ご案内させていただくこととしています。

以上

5/10 更新

リンク先更新		
1-19	「地方公共団体における地球温暖化対策の計画的な推進のための手引き」	http://www.env.go.jp/earth/ondanka/tebiki_1402/index.html
1-24	「生物多様性地域戦略策定の手引き」	http://www.env.go.jp/nature/biodic/lbsap/guidance.html
1-32	「地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト」	http://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/
追加	質問	回答
1-44	複数の施設を導入予定ですが、一部、中長期計画で、3年を超えて導入する施設があります。その場合、どのように申請したらよいですか。	3年以内の設備導入計画だけでなく、中長期計画施設も含めて、全体の計画として応募してください。 なお、交付規程や問 2-13 にあるように、本事業実施年度の翌年度から3年以内に設備を導入することが要件となっています。

6/26 更新

リンク先更新		
1-19	地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル	https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/manual.html#manual_tabBody_03